

(案)

第 号
令和2年 月 日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会
会長 山 下 淳

令和2年3月4日、神戸市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の10第3項の規定に基づき、市長から意見を求められた「(仮称)白川地区土地造成事業」の実施計画書から評価書までの手続（以下「環境影響評価手続等」という。）を実施するべきかどうかの判定について、慎重に審議を重ねたので、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

神戸市環境影響評価等技術指針（平成25年4月改定）に示す、環境影響評価手続等を必要と判定する場合の基本的な考え方における「⑥環境への影響の回避・低減が不十分であると認められる場合」の観点に照らすと、生態系に配慮した事業計画の検討に若干不十分な点は認められるものの、事業全体の環境影響の程度や事業者が行おうとしている代償措置の内容等を勘案すると、以降の環境影響評価手続全てを行わせるまでには至らないと考えられる。

なお、市長は、事前配慮書に対し、本審査会において述べた意見のほか、次に挙げる事項を事業者を実施させるよう適正に指導されたい。

(1) 植物，動物，生態系

ア 事業者は、希少な植物の一部を調整池上流の湿地に移植するとしているが、事業区域内の自然地を改変し、建設残土で埋め立て

ることによって、既存の調整池に流入する水量や水質が変化し、調整池及び上流の湿地の環境が変化する可能性が考えられる。また、現状生育していない場所への植物の移植は、一定の不確実性を伴う。

そのため、防災上の観点だけでなく、生態系保全の観点からも、調整池及び湿地の状況を適宜モニタリングし、動植物の生息・生育場所としての機能への影響が認められた場合は、代替となる生息・生育場所を確保するなど、速やかに適切な措置を講じること。

イ オオシロガヤツリ，ヤナギヌカボの移植については、個体の移植に加えて埋土種子を利用することにより、定着率の向上が期待できる。そのため、現在の生育環境における表土も含めて移植すること。

ウ ハリマムシグサの移植については、専門家の助言等を踏まえて、立地条件、光条件、土壌条件を調査し、自生地と似た環境条件がそろった場所を移植候補地として選定しているが、移植には一定の不確実性が伴う。

そのため、以下の各項目を確実に実施すること。

(ア) ハリマムシグサの小型株は開花しないため同定が困難である。よって、現在生育が確認されている場所の周辺も含め、他に株が存在しないか再度十分に調査した上で、ハリマムシグサである可能性がある株については、当該種であるとみなして移植すること。

(イ) 事業の進捗が早まる場合に、圃場を整備しハリマムシグサを一時的に移植することとしているが、現状の自生地に近い環境条件の再現に努めること。

(ウ) 移植にあたっては、移植候補地の土壌水分量について、夏季及び冬季における乾燥した時期及び連続した雨天後の水分過多な時期を含めて再度確認した上で実施すること。

(エ) 移植後の生育状況の推移を把握するため、適宜モニタリングを実施すること。

定着不良が確認された場合は、他の適地に再移植する等、速やかに適切な対策を講じること。

エ ニホンアカガエル、ヒメゲンゴロウ及びコオイムシに対する保全措置として、主に伏流水を利用した複数の水辺環境を創出しているが、土地の改変や埋立地の緑化に伴い、乾燥化が進み、敷地内の水辺における継続的な水の供給や水量の確保に支障を生じる可能性がある。

そのため、以下の各項目について確実に実施すること

- (ア) 東側の「水辺ビオトープ-1」及び南側造成法面の「水辺ビオトープ-3」については、早期に造成に着手し、保全対象としている種やその他の水生昆虫等が生息に利用できる水辺環境を確保すること。
- (イ) 水辺ビオトープ-1、-2への表面水路の接続については、水量が確保できる反面、濁水の流入等による水質の悪化のおそれもあるため、伏流水と表流水のバランス等を考慮したうえで適切な施工を行うこと。
- (ウ) 現在、造成を予定している水辺ビオトープ及び水路については、施工後の状況を適宜モニタリングし、水質の悪化や乾燥等の変化が見られた場合は、非改変区域において同様の水辺の創出を試みるなど、必要に応じて新たな保全措置を検討し、実施すること。
- (エ) 止水機能向上のために散布しているベントナイトについては、pHの上昇等の影響を十分に考慮する必要があるため、他の使用事例を十分調査したうえで施工すること。また、施工後は、適宜pHのモニタリングを実施し、生物への悪影響が考えられる場合は、速やかに必要な対策を実施すること。

(2) 埋立て後の自然環境の復元

埋立て後に行う植栽及び緑地の創出にあたっては、遺伝的攪乱の防止に十分に配慮する必要があるため、専門家の助言を受けて進めること。

(3) その他

ア 調整池や排水路等の排水施設について、土砂の堆積等により、その機能が損なわれないよう適切な維持管理に努めること。

その際、保全している動植物の生息・生育に支障を及ぼさないよう配慮すること。

イ 事後調査の過程で、事前配慮書手続及び判定手続で予測した環境影響に大きな差異が生じた場合や、現時点で予測し得なかった環境影響が生じた場合は、関係行政機関に報告の上、状況に応じた適切な環境保全措置を速やかに行うこと。